

# いちはら文化振興ボランティア実施要綱

制定 平成27年 7月 1日

## (目的)

第1条 この要綱は、市民が気軽に文化活動に参加できる機会を提供するとともに、市民の文化活動をより一層支援することを目的に、「文化の香り高いまちづくり」を目指す意志があり、当財団の依頼に応じて、積極的にボランティアとして活動いただける市民を募集・登録し、その登録ボランティアが当財団と協働して市内の文化振興を図ることを目的に実施する「いちはら文化振興ボランティア」(以下「本事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (ボランティアの種類と活動)

第2条 この要綱で定めるボランティアの種類及び活動は、次のとおりとする。

### (1) 運営ボランティア

場内外整理、チケットもぎり、案内・誘導等の運営サポート

### (2) 技術ボランティア

イベントの際の舞台・音響・照明等の技術スタッフのサポート

## (ボランティアの活動範囲)

第3条 ボランティアの活動範囲は、当財団が主催する文化事業及び支援事業でのボランティア活動に限る。

## (報酬)

第4条 前条に規定するボランティア活動に対する報酬は、無償とする。

2 交通費については、自宅から会場までの公共交通機関(タクシーは除く)を用いた実費を支給する。

但し、交通手段として自動車を使用する場合には、下記表のとおり交通費補助を支給する。

距離数(片道)	支給額(日額)
2km以上5km未満	170円
5km～10km未満	300円
10km以上	500円

3 食費は、一律500円を支給する。但し、活動時間が4時間未満の場合は支給しない。

## (登録)

第5条 ボランティア登録できるものは、以下の条件を満たすものとする。

(1) 高校生以上の者。ただし、高校生の場合は保護者の同意書を提出するものとする。

(2) 当財団と共に「文化の香り高いまちづくり」を目指す意志があり、当財団の依頼に応じ積極的に活動していただける者。

2 ボランティア登録を希望する者は、文化振興ボランティア登録申込書(様式第1号)を提出するものとする。

- 3 ボランティアの登録期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中に登録した者は、登録日から加入年度末までとする。また、当財団及びボランティアより特に申し出が無い場合、次年度以降は自動更新とする。
- 4 文化振興ボランティア登録申込書の記載事項に変更があった場合は、当財団に変更事項を連絡するものとする。

#### (登録の抹消)

第6条 当財団は、ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、この登録を取り消すことができる。

- (1) ボランティアから登録抹消の申し出があったとき
- (2) ボランティアが死亡したとき
- (3) ボランティア及び当財団の信用を失墜する行為、活動上知り得た秘密の漏洩などボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき
- (4) 病気、連絡不能、その他の理由により活動ができないと客観的に認められるとき
- (5) その他、当財団が不適格と認めたとき

#### (サービス)

第7条 ボランティア活動の際は、当財団が貸与する名札を付けなければならない。また、清潔な身だしなみを心がけなければならない。

#### (参加ポイント)

第8条 ボランティア活動に参加した者には、1回参加毎に参加ポイントを1ポイント付与し、累計ポイントが5ポイントに達した場合には、当財団が指定する主催公演事業ならびに自主公演事業に限り、優先的に予約することができるものとする。但し、指定した公演毎に予約枚数制限を設けるものとする。

- 2 参加ポイントは、他人に譲渡することはできない。
- 3 ボランティア登録が抹消された場合は、参加ポイントは失効する。
- 4 その他、参加ポイントに関する事項は当財団において決定する。

#### (補償制度)

第9条 ボランティアとして登録した者は、「ボランティア活動保険」に加入しなければならない。その費用は当財団の負担とする。

#### (個人情報の保護)

第10条 個人情報保護に関しては、次のとおりとする。

- (1) 当財団は、ボランティアの登録及びその活動を通して入手した個人情報については、適正に管理し、本制度の運用以外の目的に使用しないものとする。
- (2) 登録ボランティアは、活動により知り得た他人の個人情報については、その守秘に努めなければならない。

(免責等)

第11条 ボランティア及び依頼団体等は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

2 ボランティアが活動により被った損害や賠償責任にかかる補償の範囲は、第9条に規定する保険から支払われる金額を限度とする。

3 ボランティアの活動不履行により依頼団体等が被った損害について、当財団は賠償の責を負わない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

様式第1号

いちほら文化振興ボランティア登録申込書

年 月 日

私は、いちほら文化振興ボランティア要綱の内容に同意したうえで、文化振興ボランティアとしての登録を申し込みます。

ふりがな		性別	職業または学校名
氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)		
連絡先	現住所 (〒 - )		
	電話 (自宅) ( )		
	FAX ( )		
	携帯電話 ( )		
	E-mail @		
希望活動分野	1 運営ボランティア 2 技術ボランティア ※希望する分野に○を付けてください。		

※登録者が高校生の場合は、下記により保護者の同意を得たうえで、登録してください。

同意書
<p>(公財) 市原市文化振興財団 理事長 様</p> <p>私は、<u>申込者</u> ) _____ の保護者として、いちほら文化振興ボランティア要綱の内容を了承し、上記の者の登録に同意します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名 _____ (印)</p>